

議案第130号

静岡市民生委員の定数に関する条例の一部改正について

静岡市民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月9日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

静岡市民生委員の定数に関する条例（平成26年静岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

本則中「1,196人」を「1,204人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。